
第2編

分野別取り組み

第1章 すべての高齢者に対する取り組み

1 高齢者を地域全体で支える体制づくり

高齢化のさらなる進展、認知症高齢者の増加、高齢者単身・夫婦のみ世帯の増加などの問題は、従来の個々のサービスや事業所の整備、事業所間の連携の構築という考えのままでは十分でないことは明らかです。地域のなかで、高齢になっても自立した生活をしていけるよう、一人ひとりの意識を高めること、さらに課題について、どのような支援が必要であるか、どのような支援ができるか、高齢者の生活全般を地域で支えるという考えが重要になります。

(1) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域で継続的に生活をしていくためには、高齢者自身、家族及び近隣住民が支えあう地域づくりが求められます。このような地域づくりを支えていくために、高齢者の心身の健康の維持、福祉・保健・医療の向上、生活の安定のために必要な、多様な支援等を包括的・継続的に行う「地域包括ケアシステム」を推進する必要があります。

① 地域包括支援センターの機能強化

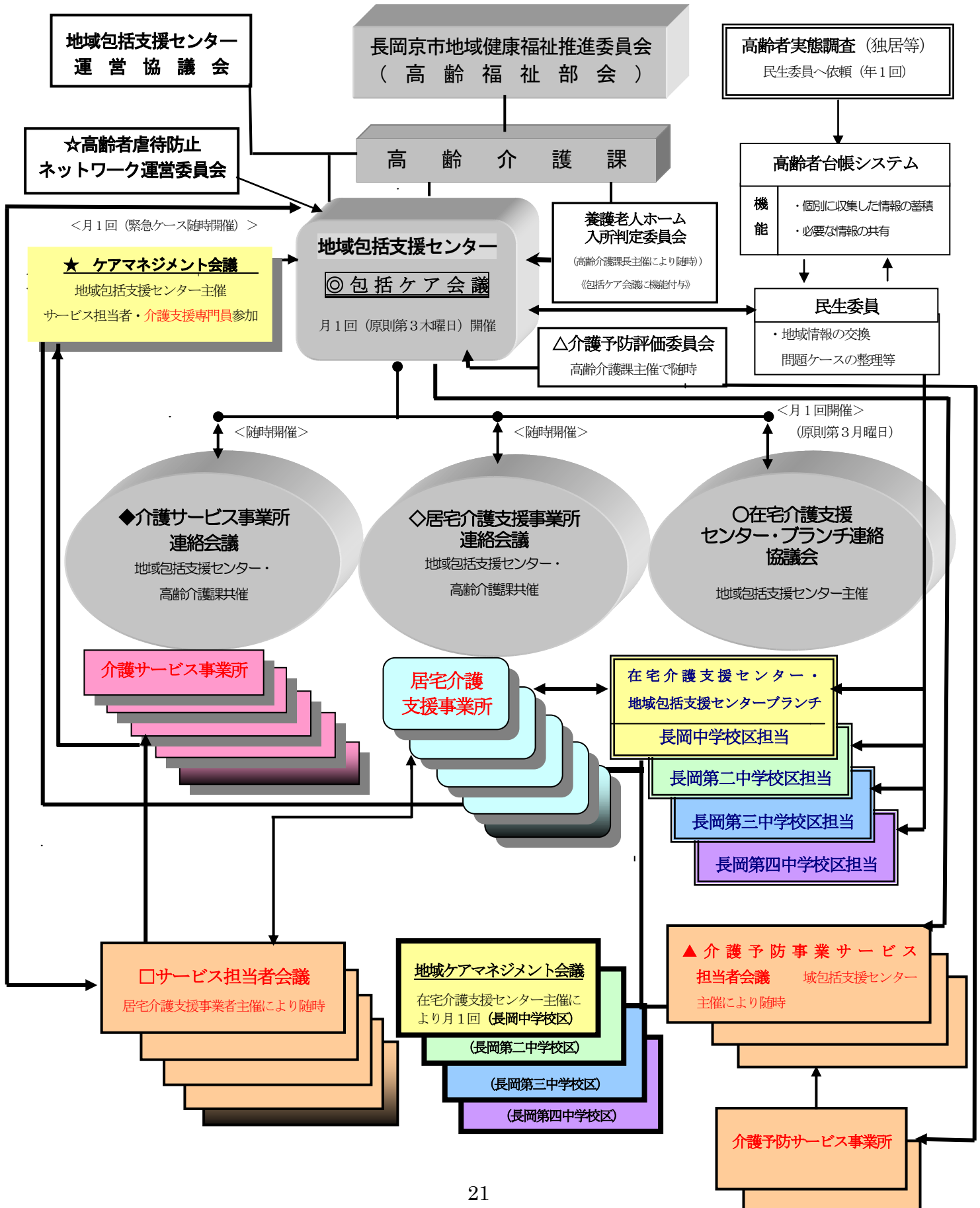
高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できる限り要介護状態にならないような予防対策から、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまでの様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じて適切に提供することが必要になります。そのため、地域の高齢者の包括的・継続的なケアマネジメントや、実態把握に基づく相談支援を行う地域の高齢者福祉の中核的な拠点となる地域包括支援センターの機能強化をすすめます。

なお、日常生活圏域（中学校区）ごとに設置されている在宅介護支援センターについては、今後も、地域包括支援センターのランチ（地域包括支援センターにつなぐための窓口）としての位置づけを行っていきます。

日常生活圏域

日常生活圏域 (中学校区)	通学区域
長岡中学校区	・神足小学校区（全域）・長法寺小学校区（全域）・長岡第六小学校区
長岡第二中学校区	・長岡第三小学校区（全域）・長岡第七小学校区（全域）・長岡第十小学校区（全域）
長岡第三中学校区	・長岡第四小学校区（調子1丁目、調子2丁目、友岡1丁目、友岡2丁目、友岡3丁目、友岡4丁目、竹の台の全域） ・長岡第八小学校区（全域）・長岡第九小学校区（全域）
長岡第四中学校区	・長岡第四小学校区（長岡第三中学校区以外の区域）・長岡第五小学校区（全域）

長岡京市地域包括ケアシステム



② 地域包括ケアシステムにかかる各機関との連携

1) 包括ケア会議

地域の高齢者の生活全体の課題の共有や、解決策の検討のための協議の場として、保健福祉担当者、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者等との連携を図るため、定期的に包括ケア会議を開催し、情報交換や高齢者のニーズに対応した適切なサービスが提供されるよう、連携体制づくりを推進してきました。

今後とも、包括ケア会議を開催することとし、高齢者権利擁護・高齢者虐待防止を行ううえにおいて、連携を強化していきます。

2) 医療機関との連携

高齢者に対する支援を充実させていくためには、福祉・保健の連携に加えて、医療機関との連携が重要です。要介護認定者が在宅生活を送る場合や、予防給付対象者が介護予防サービスを受ける場合、特定高齢者（要支援・要介護状態になるおそれのある虚弱な高齢者）が介護予防プログラムを受ける場合、さらに生活機能評価検診の実施や特定高齢者把握事業、さらには認知症高齢者の対応など、今後も医療機関と積極的に連携を図り、支援体制を整備します。特定高齢者や認知症高齢者の状態像を把握するうえで、主治医との連携をいっそう図っていくこととします。

また、介護療養病床の廃止に伴い、在宅で医療的な対応が必要な事例の増加が予測されることから、在宅での療養体制の充実について医療と介護保険等のサービスとの連携体制の充実が必要です。

（２） 地域福祉活動の支援

① 社会福祉協議会活動

福祉を取り巻く環境が大きく変化するなかで、社会福祉協議会に期待される機能もこれらの動向に即したものになると考えられ、地域の福祉ニーズにより柔軟に対応していく体制の整備が求められます。そのため、従来のボランティア活動の振興、福祉教育・啓発活動の実施等の機能のさらなる充実や、地域のなかでの人づくりと小地域での健康福祉活動を支援していくとともに、社会福祉協議会との連携強化を図ります。

② 民間社会福祉活動振興助成の活用

地域福祉活動の活性化、民間社会福祉活動の振興を図るため、地域福祉振興基金の運用から生

じる収益によって、市内で活動されている団体、グループ等に対し助成金を交付しています。今後もより幅広く活用されるよう広報活動等の充実に取り組みます。

③ ボランティア活動の活性化の促進

地域での福祉力を高めるため、ボランティア養成講座や研修会、相談・情報提供、ボランティアの需給調整、ボランティア間の連携強化の促進、ボランティア活動への助成など、社会福祉協議会が実施しているボランティアセンターを中心に活動を支援します。

また、広く市民にボランティア活動を紹介し、参加促進に努めるとともに、常時ボランティア登録の受け付けを行います。また、高齢化の進行に伴いボランティアのニーズも多様化しており、それに応えられるボランティアの確保に努めます。

今後は、ひとり暮らし高齢者や認知症をもつ高齢者がさらに増加していくことが予想されることから、身近な地域での支え合いの仕組みがいっそう重要になってきます。こうしたなか、「団塊の世代」が近い将来高齢者の仲間入りをすることから、高齢者が「支援の受け手」としてだけでなく「支援の担い手」となることも期待されています。そのため、高齢者みずからが地域で率先してボランティア活動を行えるような環境づくりを進めていきます。

(3) 総合相談体制の整備

総合的なケアマネジメントを担う中核機関として位置づけられる「地域包括支援センター」が総合的な相談窓口として、また高齢者虐待防止及び権利擁護事業においても各機関の連携・調整を図っていきます。

① 地域包括支援センターの役割

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じて適切に提供することが必要となります。このため、地域包括支援センターを、地域の高齢者の包括的・継続的なケアマネジメントや、実態把握に基づく総合的な相談支援を行うための中核的な機関として、情報の一元化と関係各機関をつなぐネットワークの構築が図れるよう努めます。

② 在宅介護支援センターの役割

中学校区毎にある在宅介護支援センターは、地域の最も身近な相談窓口として地域包括支援センターのブランチ（相談窓口）であるとともに、地域の高齢者や家族等の介護に関するニーズの把握に努め、介護等に関するニーズに対応するため関連機関との連携・調整を進めます。

③ 高齢者虐待防止・権利擁護事業

高齢者の権利擁護にあたっては、地域包括支援センターが中心的な役割を担う機関として位置づけられています。地域包括支援センターは、地域における虐待等の相談窓口になるとともに、在宅介護支援センター、介護事業所、社会福祉協議会、民生児童委員、医療機関、警察などがそれぞれ協力・補完できるよう情報の一元化と共有に努めます。

④ 広報・啓発活動の充実

広報・啓発活動は高齢者福祉サービスを利用する入り口であることから、そのあり方がその後のサービスの提供や介護の内容を大きく左右するものといっても過言ではありません。

また、介護予防事業や地域密着型サービス等の普及・促進のため、広報・啓発活動の重要性は今後もいっそう高まっています。そのため、広報紙や市ホームページ等をより積極的に活用した広報活動を展開するとともに、行政と市民の身近な接点である民生児童委員に対しても制度改正や新規サービスの内容等について周知を徹底し、市民への広報・啓発活動をより進めます。

(4) 地域敬老対策

① 敬老事業

広く市民が高齢者を敬い、長寿の祝いに併せて高齢者の福祉に関心と理解を深めるとともに、高齢者自らがいきいきと生活できるように、敬老意識の啓発と地域住民との交流を目的として開催される地域敬老事業（地区敬老行事開催費補助金交付事業）に対し、社会福祉協議会と連携しながら支援を行います。

② 世代間交流の促進

人への思いやりや相互理解といった「こころ」の育成は、福祉教育や啓発活動を通じての取り組みもさることながら、日常生活のなかで当たり前のこととして自然と身に付くことが求められます。そのために、幼少期から日常的に高齢者と接することができるよう、いろいろな場面をとらえて世代間交流の拡充に努めます。

また、近年、核家族化の進行に伴い、子育ての観点から高齢者とのふれあいの機会創出の重要性が指摘されており、高齢者福祉だけでなく、幅広い観点からの取り組みを推進します。

第2章 元気な高齢者に対する取り組み

1 生きがいの推進

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するため、高齢者一人ひとりが地域社会の中でみずからの経験と知識を活かして積極的な役割を果たしていくような地域社会づくりが重要です。

(1) 社会参加の促進

高齢者が活力ある地域づくりの担い手として積極的に地域活動に参加することで、みずからの健康を意識する機会となり、介護予防へとつながっていきます。

① 生きがいづくり対策

1) 老人福祉センター「竹寿苑」

老人福祉センター「竹寿苑」は、高齢者福祉施設として、介護予防の観点から重要な位置づけとなっており、60歳以上の高齢者が無料で入浴・休憩ができるとともに、囲碁・将棋やカラオケ等の娯楽を楽しみ、各種の教室に参加して教養を高めるなど、生きがいづくりや社会参加を推進するための施設です。今後は、新たな拠点への展開を含めた施設整備の全体的な検討と同時に、既存施設の老朽化に伴う改修、修繕を行って利用者の安心・安全に努めます。

表2-1 老人福祉センター「竹寿苑」の利用状況

	開館日数	利用者数			1日あたり 利用人数
		個人	団体	計	
平成18年度	242日	21,517人	11,543人	33,060人	136.6人
平成19年度	241日	20,231人	11,161人	31,392人	130.3人

2) 地域福祉センター「きりしま苑」

地域福祉センター「きりしま苑」においては、生活全般や介護に関する相談事業を実施し、必要な各種サービス、制度が適切なタイミングで利用されるように、広報・啓発活動を兼ねた取り組みを推進します。

また、高齢者の一般利用を促進し、かつ、高齢者の心身リフレッシュ、各種趣味・教養講座や生きがい活動、介護予防の場を提供する拠点施設として充実を図り、また小地域での健康福祉活動の取り組みや、高齢者が自ら行う活動等に対する支援など、高齢者の自立に向けた取り組みを推進します。

表 2-2 地域福祉センター「きりしま苑」の一般利用の状況

	開館日数	利用者数			1日あたり 利用人数
		個人	団体	計	
平成 18 年度	243 日	23,799 人	9,553 人(515 団体)	33,352 人	137.3 人
平成 19 年度	243 日	23,282 人	9,596 人(594 団体)	32,834 人	135.1 人

※団体は高齢者以外の福祉団体を含む

3) 老人憩の家

今後も、ミニ・デイサービスを開催して介護予防を推進するとともに、高齢者の健康増進及び教養の向上のため、利用しやすい施設づくりに向けての整備と広報の充実を図り、利用拡大と活性化を促進します。

表 2-3 老人憩の家の利用状況

	平成 18 年度	平成 19 年度
利用者数 (1日平均)	10.0 人	11.5 人

4) 老人クラブ活動助成事業

老人クラブでは、概ね 60 歳以上の高齢者が、スポーツ、ボランティア活動、研修・文化活動及び子どもとのふれあい事業などを通して、仲間との親睦や地域社会との交流を図っています。高齢者が互いに支えあい、また他世代との交流を図るなど創造と連帯の輪を広げ、地域社会の担い手となるような新しい時代にふさわしい事業活動への取り組みを積極的に支援していきます。

◎ 老人クラブ連合会

組 織 : 各単位クラブで組織
活動内容 : 理事会、常任理事会、研修会、講演会、ゲートボール大会、グランドゴルフ大会、社会奉仕活動、山城ブロックゲートボール大会、その他乙訓地区老人クラブ連絡協議会、府老連の各事業への参加、機関紙の発行等

表 2-4 老人クラブの活動状況

	60 歳以上人口	クラブ数	会員数	年間活動 延月数	1 クラブ 平均会員数	組織率
平成 18 年度	19,433 人	48 クラブ	2,389 人	576 月	49.8 人	12.3%
平成 19 年度	21,174 人	48 クラブ	2,379 人	576 月	49.6 人	11.2%

(各年 4 月 1 日現在)

5) 老人園芸広場運営事業

市が農園を借り上げ、60 歳以上の市民を対象に、高齢者の生きがいとしての園芸活動を促進しています。

表 2-5 老人園芸活動の活動状況

農園の名称	長岡園	海印寺園	調子園
開設	昭和 54 年度	平成 4 年度	平成 8 年度
所在地	開田 4 丁目地内	下海印寺地内	調子 2 丁目地内
面積	1,094 m ²	1,452 m ²	1,173 m ²
区画	76	81	78
利用期間	2 年間 (H20.4~H22.2)	2 年間 (H20.4~H22.2)	2 年間 (H19.4~H21.2)
利用者数	76 人	81 人	78 人

6) シルバー人材センター運営助成事業

シルバー人材センターは、民間事業所や一般家庭などから高齢者に適した日常生活に密着した仕事を受け、会員に提供しています。高齢者は、自己の労働能力を活用するとともに追加的な収入を得られることから、その自立と福祉の増進が図られています。高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進するために、シルバー人材センターの運営を助成し、生活支援サービスの拡大や技能講習の充実など、自主的な活性化を促進していきます。

表 2-6 (社) 長岡京市シルバー人材センターの活動状況

	平成 18 年度	平成 19 年度
会員数	710 人	686 人
男性	547 人	533 人
女性	163 人	153 人
就業率	96.6%	96.6%
契約件数	1,870 件	1,890 件
契約額	317,015 千円	305,376 千円
延日人員	87,961 人	86,430 人

2 健康づくりの推進

わが国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかし、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来に渡り持続可能なものとしていくために、平成 18 年 6 月に「医療制度改革関連法」が成立しました。

高齢者医療費の増大等を踏まえ、生活習慣病予防に重点を置いた保健指導を徹底するために、平成 20 年 4 月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」第 18 条に定める特定健康診査等基本指針に基づき、医療保険者に対し、40 歳～74 歳の被保険者を対象とする特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務づけられることになりました。

（１）特定健康診査・特定保健指導の位置づけ

医療制度改革において生活習慣病をはじめとした予防重視の考え方が盛り込まれ、疾病の予防を重視し、国民の生活の質の確保を図ることが必要になっています。

このため、健康診査・保健指導については、医療保険者が実施主体となることにより健康診査受診率の向上が見込まれるほか、保健指導の充実も期待できることから各医療保険者にその実施が義務づけられたものとなりました。

① 特定健康診査の実施

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病、特にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者や予備群を減少させ生活習慣病等の発生を予防する「一次予防」を重視した健康診査として実施するものです。また、生活習慣病等の予防のために、適正な食生活や適度な運動など生活習慣の改善を支援するための特定保健指導を必要とする人を階層化し選定することを目的に実施するものです。

表 2-7 特定健康診査の目標実施率と対象者数及び受診者数の見込み (単位: 人、%)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
目標実施率		50%	55%	60%	65%
40-64 歳	対象者数	7, 392	7, 488	7, 586	7, 685
	受診者数	3, 121	3, 730	4, 355	4, 995
65-74 歳	対象者数	6, 393	6, 476	6, 560	6, 645
	受診者数	3, 772	3, 951	4, 133	4, 320
合計	対象者数	13, 785	13, 964	14, 146	14, 330
	受診者数	6, 893	7, 681	8, 488	9, 315

出典：長岡京市国民健康保険特定健康診査等実施計画

② 特定保健指導の実施

特定保健指導では、特定健康診査の結果から生活習慣病等の予防のために、適正な食生活や適度な運動など生活習慣の改善を必要とする人に対して毎年度、計画的に実施する動機づけ支援・積極的支援を行います。対象者が自らの特定健康診査の結果を理解して、体の変化に気づき、自らの生活習慣をふり返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定し、それを実践できるように支援することにより生活習慣病を予防することを目的に実施するものです。

表 2-8 特定保健指導の目標実施率と実施者数の見込み

(単位:人、%)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
目標実施率		30%	35%	40%	45%
40-64 歳	受診者数	3,121	3,730	4,355	4,995
	動機付支援	137	191	255	329
	積極的支援	59	82	109	140
65-74 歳	受診者数	3,722	3,951	4,133	4,320
	動機付支援	180	221	264	310
	積極的支援	71	86	103	121
合計	受診者数	6,893	7,681	8,488	9,315
	動機付支援	388	498	622	760
	積極的支援	59	82	109	140

出典：長岡京市国民健康保険特定健康診査等実施計画

③ その他の健康づくり事業

医療制度改革において、老人保健法の改正により、これまで市町村が担ってきた老人保健事業は健康増進法等に基づき実施することになりました。

本市においては、引き続き生活習慣病予防対策を実施し、要支援・要介護状態の原因疾患となる脳血管疾患の予防に努めるとともに、自らの健康管理のため正しい健康知識や栄養に関する知識、認知症に関する知識の普及などを目的として、地域におけるさまざまな高齢者の集まりにおいて健康教育を実施しています。また、長寿健康診査事業、がん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん等）、訪問指導等の事業を実施し、高齢者の健康の保持・増進を図ります。

第3章 要介護状態になるおそれのある高齢者及び要支援高齢者に対する取り組み

1 地域支援事業

「予防重視型システム」への転換を図るため、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対して介護予防の観点からの取り組みを推進します。

(1) 地域包括ケアシステムの運営

地域包括支援センターは社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等で構成され、総合的な介護予防ケアマネジメントを担っています。設置・運営にあたっては、「長岡京市地域包括支援センター運営協議会」が関与し、公平・中立性を確保したシステムを整備し、円滑な運営を図ります。

① 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活することができるようにするため、ご自身が身体的、精神的、社会的機能を改善していきたいとする取り組みを支援するものです。介護支援専門員が本人の意志と心身の状況や生活環境、生活機能低下が生じた原因等に応じた総合的な支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保し、一定期間経過後は達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しをご本人とともに考えていきます。

(2) 介護予防特定高齢者施策

生活機能の低下を予防することで、介護が必要になる前の段階から、要介護の状態にならないようにするため、地域支援事業において特定高齢者向けの介護予防事業を計画的に実施します。

① 特定高齢者把握事業

福祉・保健・医療及びその他の関係機関が連携し、今後、要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる高齢者（特定高齢者）の実態を把握するとともに、生活機能評価表の理解を推進していきます。

表 2-9 特定高齢者の把握状況

	平成 18 年度	平成 19 年度
実績	197 人	917 人

② 通所型介護予防事業

介護予防ケアマネジメントにより事業実施が適当とされた特定高齢者に対し、介護予防プログラムを通所形態により実施します。

1) 高齢者介護予防デイサービス事業

介護予防が必要とみられる特定高齢者に対して、高齢者介護予防デイサービス事業所（ふたば苑）に通所していただき、運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラムなどの介護予防に重点をおいた取り組みを行います。

※特定高齢者とは、国が定めた基準等により要支援、要介護状態になるおそれがあると判断された65歳以上の高齢者

表 2-10 ふたば苑の利用状況

	実利用者数				延利用者数	1人当たり 年間利用日数	1日当たり 利用者数
	独居老人	高齢者世帯	その他	計			
平成 18 年度	67 人	22 人	68 人	157 人	9,578 人	61.0 日	36.2 人
平成 19 年度	74 人	42 人	68 人	184 人	9,157 人	49.8 日	34.7 人

2) 高齢者介護予防トレーニング事業

運動機能が低下した状態等にある高齢者に対して介護予防に効果的なトレーニングを継続して行うことで、身体に負担をかけずに筋力やバランス能力の向上を図り、転びにくい高齢者の身体づくりに取り組みます。

3) 高齢者栄養改善指導事業

低栄養状態もしくは低栄養状態になるおそれのある高齢者に対して、適切な食生活を指導することにより、栄養状態を改善し生活機能の維持増進を図ります。

4) 口腔ケア

口腔機能が低下した状態等にある高齢者に対して、口腔機能の向上のための教育や口腔ケアの指導を行い、効果的な口腔内の衛生管理に努めます。

5) 閉じこもり・認知症等の予防支援

認知症の疑いがある方または閉じこもりがちの方に対して、介護予防デイサービス事業への参加などにより状態を改善し、高齢者が地域でいきいきと暮らせるよう支援していきます。

③ 訪問型介護予防事業

通所形態による介護予防の実施が困難な特定高齢者に対し、保健師等が必要な相談、指導を訪問形態により実施します。

④ 介護予防特定高齢者施策評価事業

介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値に照らした達成状況の検証を通じて、介護予防特定高齢者施策の事業評価を実施します。

(3) 介護予防一般高齢者施策

① 介護予防普及啓発事業

介護予防についての知識の普及を図るために、普及促進のための啓発活動を行います。

② 地域介護予防活動支援事業

老人憩の家や地域の自治会館等の既存の施設を利用して、定期的にミニ・デイサービスを実施し、高齢者が気軽に集える場を提供するなど、介護予防につながるよう、その活動を支援していきます。

③ 介護予防一般高齢者施策評価事業

事業が適切な手順・過程を経て実施できているか否かを評価します。

2 介護給付以外の事業による高齢者の支援

自立生活に不安をもつ高齢者等に対し、介護給付によらないサービスを提供することで、安心して自立した生活が送れるように支援していきます。

(1) 老人福祉施設等の整備

老人福祉法に基づく措置による施設入所を行うとともに、運用にあたっては、高齢者が置かれている状況に即し、迅速に対応します。

① 養護老人ホーム等入所措置の実施

社会的、経済的等の理由により、在宅生活が困難な高齢者に、老人福祉法に基づき、養護老人ホーム等への入所措置を実施します。

② 民間老人福祉施設等整備費助成事業

日常生活圏域ごとに地域密着型サービス拠点を整備・促進するため、介護老人福祉施設の整備等に対し社会福祉法人に助成を行います。

表 2-11 養護老人ホームの入所措置の状況（平成19年度）

	措置人員		
	入所者	退所者	現員
同 和 園	0	1	0
さ つ き 荘	0	0	1
洛 南 寮	1	0	4
とりかい白鷺	1	0	1
計	2	1	6

表 2-12 老人福祉施設等の整備計画

		(実 績)	(計 画)		
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
軽費老人ホーム (ケアハウス)	施設数	2 箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	定員数	60 人	60人	60人	60人
養護老人ホーム	施設数	0 箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	定員数	0 人	0人	0人	0人
老人福祉センター	事業所数	1 箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(2) 生活の支援

介護予防に資する在宅福祉サービスは一部地域支援事業として実施されることから、事業内容に応じた福祉サービス系事業の提供を行います。

① 在宅福祉サービス

1) 住宅改造（いきいき住まい）助成事業

介助を要する高齢者が、居住する住居を改造することにより、要介護の高齢者等の残存機能を活かし、介護者の負担を軽減して住み慣れた地域で生活できるよう支援を行います。要介護認定で「要介護1から5」と認定され、介護保険給付サービスの限度額（20万円）以上の住宅改修費を必要とする低所得世帯の高齢者に対し、助成対象限度額の範囲で助成します。

また、本事業は介護保険での住宅改修のサービスを補完するものですが、住宅改修に関する相談・助言を行うリフォームヘルパーチームと介護支援専門員が連携し、高齢者や介護者の状態にあった住宅改修ができるよう支援を行います。

(ア) 住宅改造相談（リフォームヘルパーチーム）

チーム構成	理学療法士、作業療法士、建築士、保健師、高齢者福祉担当者		
相談対応状況	相談件数	平成18年度231件、平成19年度192件	
	うち助成申請数	平成18年度	5件、平成19年度5件

(イ) 住宅改造助成

対象者	概ね65歳以上高齢者で、要介護の状態にある者が属する世帯の生計中心者で所得税非課税世帯
-----	---

表2-13 住宅改造助成の状況

	申請数	助成決定数	助成総額	工事費総額	一件当たり平均助成額
平成18年度	5件	5件	776,158円	2,125,761円	155,232円
平成19年度	5件	5件	724,357円	1,293,655円	144,871円

表2-14 改造工事の概要

	屋外アプローチ等 手すり設置	段差解消工事 (屋内・外)	浴室・トイレ 改造工事	階段昇降機 取り付け工事
平成18年度	4件	5件	2件	—
平成19年度	4件	1件	3件	—

2) 高齢者在宅生活支援ホームヘルプサービス

自立した生活を確保するために生活支援が必要なひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の65歳以上の者で日常生活の支援が必要な高齢者にホームヘルパーを派遣します。

3) 高齢者等配食サービス

居宅で日常生活の支援が必要な高齢者の健康保持、増進、孤独感の解消を図るため、「きりしま苑」を拠点にした配食サービスのほか、民間事業者参入の動向や利用状況を見ながら、日曜、祝日、夕食の配食サービスについて検討します。また、民間福祉団体、ボランティア等の活動への支援対策についても検討していきます。

4) 緊急通報システム（シルバーほっとライン）運営事業

ひとり暮らし高齢者や生活支援が必要な高齢者世帯等を対象に、緊急通報装置を設置し、急な病気や事故、火災等の緊急時に、迅速・的確に対応できるシステムを整備し、在宅生活の安心・安全の確保を図ります。

セ ン タ ー	緊急通報受信センター（消防署通信指令室） 事務処理センター（高齢介護課）
緊急通報装置	給付（端末機、ペンダント）
設置対象者	65歳以上の独居世帯等
本人費用負担	日常生活用具費用負担基準による

表 2-15 緊急通報装置の設置状況

区 分	平成 18 年度 設置台数	平成 19 年度 設置台数
一体型	0 台	0 台
分離型	163 台	162 台
計	163 台	162 台

世帯区分	平成 18 年度 設置者数	平成 19 年度 設置者数
独居	151 人	148 人
老人世帯	10 人	12 人
その他	2 人	2 人
合 計	163 人	162 人

5) 介護用品支給事業

在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者に対し、紙おむつやパッド等を支給することにより、介護にかかる経費の負担が困難な世帯への支援を行います。

第4章 要援護高齢者に対する取り組み

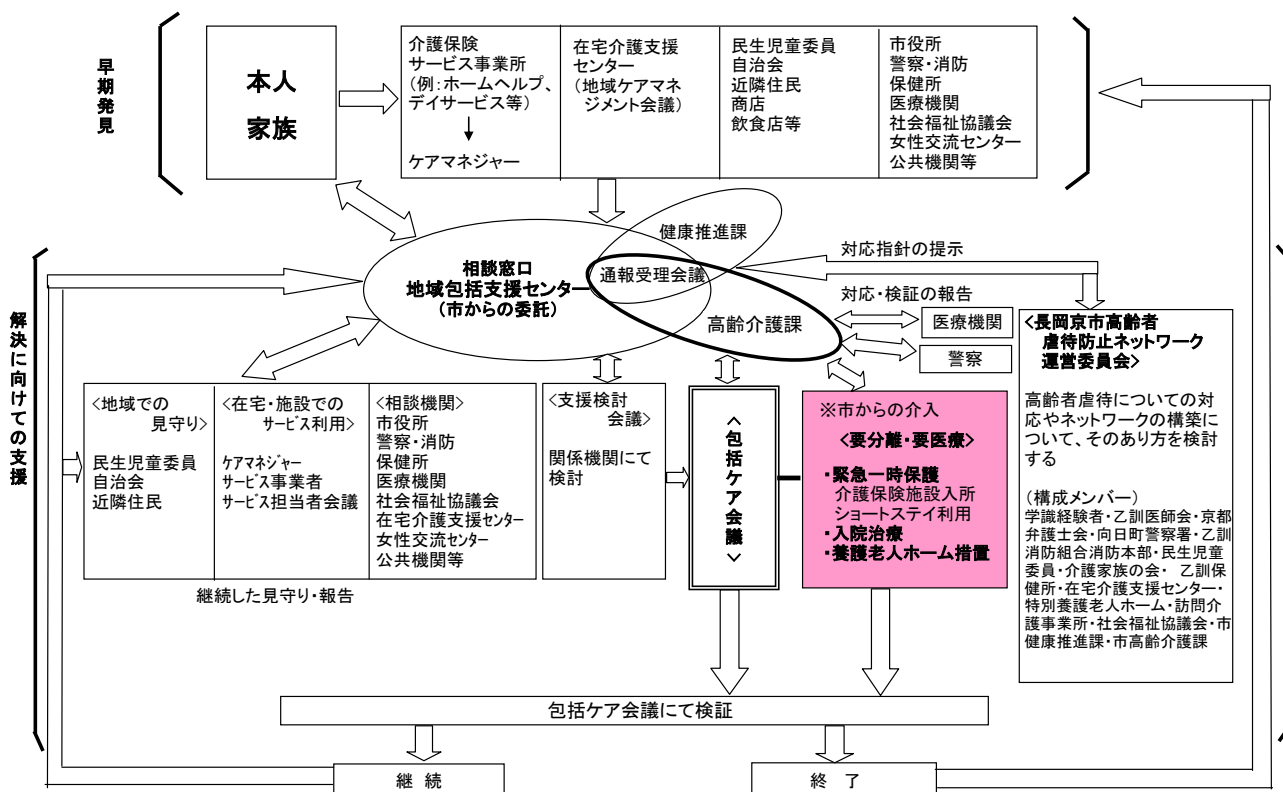
1 高齢者虐待防止に対する取り組み

長岡京市として、高齢者虐待を未然に防ぐため、予防、早期発見・解決に向けた支援（長岡京市高齢者虐待防止ネットワーク）が円滑に機能するように、①市民の意識向上の啓発、②相談関係機関の連携の充実、③専門的な対応スキルの向上、④サービス提供事業所など関係機関との課題共有と体制整備を柱に地域の介護支援体制の整備に努めていきます。

（1） 高齢者虐待防止ネットワークの機能強化

地域における高齢者虐待の防止及び早期発見を円滑に実施するため、「長岡京市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」において、通報システムや、事例検討・調査及び早期介入の対応システムを確立し、地域住民への広報・啓発活動、また、高齢者虐待に関する情報交換・状況把握などに努めます。

長岡京市高齢者虐待防止ネットワーク図(養護者による)



(2) 高齢者虐待防止・権利擁護事業（*再掲）

高齢者の権利擁護にあたっては、地域包括支援センターが中心的な役割を担う機関として位置づけられています。地域包括支援センターは、地域における虐待等の相談窓口になるとともに、在宅介護支援センター、介護事業所、社会福祉協議会、民生児童委員、医療機関、警察などがそれぞれ協力・補完できるよう情報の一元化と共有に努めます。また、地域包括支援センターは、よりの確な専門的支援を行えるよう体制整備するとともに、経験を蓄積し、対応スキルの向上に努めます。

2 認知症高齢者への支援

認知症ケアは、家族や関係機関に加え、地域住民も認知症に対する理解を深めることが重要になります。そのため、認知症の方との接し方等、周知啓発を行うとともに、早期発見に向けたネットワークづくり、権利擁護の取り組みを推進していきます。

(1) 認知症についての周知・啓発

認知症ケアは、家族や介護サービス提供機関に加え、地域住民も認知症に対する理解を深めることが必要になります。特に症状や対応の方法、初期相談の重要性や認知症の方との接し方等、健康教育・健康相談・訪問指導等様々な機会を捉えて幅広く周知・啓発を行っていきます。

① 認知症高齢者等やすらぎ支援事業

地域住民の認知症高齢者等への理解を促進し、地域の認知症高齢者等見守りネットワークの形成に資するため、認知症高齢者等の近くに住む人、介護経験者、認知症支援に関心のある人などを対象として、「やすらぎ支援員」の養成講座を開催し、人材育成を行います。講座修了生に「やすらぎ支援員」として登録してもらい、認知症高齢者等の居宅を訪問し、見守りや話し相手になるなど、認知症高齢者等の不安の解消や介護負担の軽減を図ります。

(2) 認知症の程度に応じたケアサービスの仕組みづくり

地域包括支援センターを中心に認知症高齢者家族と医療機関をはじめとした関係者・機関のネットワークによる支援と連携が図れる仕組みを構築し、認知症高齢者へのケアの充実を図ります。

① 早期発見・早期予防及び介護家族への支援

家族や近隣の人が本人の行動に違和感を覚えた場合、どこに相談すればよいかわからず病状が悪化するケースもあるため、気軽に相談できるよう、医療機関と連携を図りつつ、相談体制を強化し、周知していきます。

1) 認知症高齢者等やすらぎ支援事業（*再掲）

認知症高齢者等の不安の解消や介護者の負担を軽減するために、「やすらぎ支援員」の養成講座を開催し、講座修了生に「やすらぎ支援員」として登録してもらい、コーディネーターによる調整を経て認知症高齢者等の居宅を訪問し、なじみの関係をつくりながら見守り活動・話し相手になるなどの活動を行います。

2) 認知症相談

認知症の発症や進行を遅らせ、認知症高齢者等やその家族ができるだけ困難なく日常生活が過ごせるように、医師、保健師、作業療法士等による個別の相談事業を引き続き行います。

治療の必要性や進行の防止、具体的なケアの方法等の相談に応じ、本人の不安を軽減し家族の精神的負担等の緩和を図ります。また、相談を通じ認知症への理解を深め、市民への正しい知識の普及を図るとともに、医療機関や地域包括支援センター、その他の認知症ケアサービス、やすらぎ支援員等と連携を図ります。

（３）権利擁護

認知症高齢者が自ら判断したり、意思表示することが十分でない場合、安心して地域で生活を送ることができるよう、その権利を擁護するため、社会福祉協議会や地域包括支援センターを中心に、福祉サービス利用の援助や成年後見制度活用への支援を行います。

① 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者が財産管理ができなくなったり、悪徳商法の被害に遭うおそれがあるとき、成年後見制度を利用することができますが、身寄りがない場合などは、行政により成年後見制度の利用を支援します。